

り災証明の発行

地震直後から、被災した家屋について、各市町村でその被害状況の調査を行い、り災証明を発行した。り災証明は、各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて被害を証明するものとして幅広く活用されるもので、発行は市町村の責任で行うものであるが、この地震では主に建築技術職員のいない町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。

- (1) 実施時期 平成12年10月16日～12月25日
- (2) 派遣人員 延べ219人（社）鳥取県建築士事務所協会
- (3) 判定基準 神戸市作成の被害家屋調査要領を採用
※ 市町村によってはその他の判定基準を追加

り災証明の発行状況（平成13年11月30日現在）

市町村名	申請件数	発行件数			
		全壊	半壊	一部破損	計
米子市	8,292	225	1,335	6,732	8,292
境港市	2,077	292	494	1,291	2,077
西伯町	1,420	41	401	978	1,420
会見町	747	2	44	701	747
岸本町	842	0	10	832	842
日吉津村	190	1	12	177	190
淀江町	269	0	0	269	269
大山町	125	0	1	124	125
名和町	9	0	1	8	9
中山町	3	0	0	3	3
日南町	253	0	11	242	253
日野町	1,300	123	419	758	1,300
江府町	203	0	1	202	203
溝口町	1,482	163	301	1,018	1,482
計	17,212	847	3,030	13,335	17,212



町の住宅相談窓口を訪れる被災者

地震によって崩れ落ちた石垣

